

特別区長会会長就任にあたって

このたび、引続き特別区長会の会長を務めさせていただくことになりました。

我が国は今、人口減少社会を迎え、将来に向けた持続可能性を担保するため、多方面にわたってこれまでのあり方の見直しが迫られています。行政のあり方も問い直されつつあります。もちろん特別区も例外ではありません。

加加速度的に進む少子・高齢化への対応、切迫性を増す首都直下地震への備え、3年後に迫る東京オリンピック・パラリンピックに向けた諸準備、等々差し迫った行政課題も山積しています。

一方、特別区が求めてきた児童相談所の移管は、昨年の法改正で設置が可能となり、準備が整った区から順次開設する方向で、各区の作業が本格化し、今年度から東京都との具体的な協議に入ることとなりました。

特別区と全国の自治体の連携で各地域の発展の道を探るべく進めてきた「特別区全国連携プロジェクト」は、着実に成長しつつあります。東日本大震災被災地等の復興に向けた支援を継続しつつ、さらに連携の輪を広げていかなければなりません。

福祉、医療、地域経済、環境、教育など各分野の重要課題に加え、税財政制度や都区制度のさらなる改善に向けた諸課題も抱える中で、これまで以上に、特別区がお互いの立場や事情を尊重しながら助け合い、共通課題には一丸となって取り組む関係を築きつつ、東京都や都内市町村はもちろん、国や全国の自治体と連携して取組んでいく必要があります。

折しも今年は、昭和22年に地方自治法が施行され、東京の区が「特別区」となってから70年目の節目の年となります。

長年にわたる自治権拡充の取組みを積み重ね、平成12年4月によりやく法律上の基礎自治体の地位を確立した23特別区は、東京大都市地域における行政の基幹となる自治体として、着実にその役割を果たしてきています。

この機会に、改めて特別区のこれまでの歩みを振り返り、これを糧に、930万区民の幸せのために、未来に向かってさらなる自治の発展を切り拓く決意を新たにしたいと思います。

難題山積の中、重責に身の引き締まる思いではありますが、副会長をお務めいただく松原忠義大田区長、青木克徳葛飾区長とともに、23人の区長の総力で諸課題の解決が図られるよう、全力を傾けていく所存であります。

皆様のご支援、ご鞭撻を心よりお願いいたします。

平成29年5月16日

特別区長会会長

荒川区長 西川 太一郎

2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会開催都市決定についてのコメント

(25.9.8 特別区長会会長 荒川区長 西川太一郎)

この度、I O C 総会で、東京が 2020 年のオリンピック・パラリンピック開催都市に選ばれたことは大変喜ばしいことです。

特別区は東京招致を実現するために、東京都と連携・協力し、23 区一丸となって招致気運の醸成に取り組んでまいりました。こうした取り組みが「東京でオリンピックを」という気運を盛り上げ、開催都市決定の一助になったものと思います。

これで、2020 年の東京では、世界から多くの選手・役員が集まり、開会式を始め数多くの競技が行われます。特別区は、900 万人の区民にスポーツを通した夢と希望を実感していただける素晴らしい大会になるよう、全力で取り組んでまいります。

そして、これを機会に東京に住む人だけでなく、東京を訪れる人にもより優しく、より魅力ある東京をめざし、区民の皆さんと一緒にまちづくりを進めてまいります。

ご協力いただいた区民、関係者の皆さまに、改めて感謝を申し上げます。

2020 オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組みについて（緊急要望）

(25.11.27 都知事あて 特別区長会会長 西川太一郎)

2020 年オリンピック・パラリンピックの東京開催決定を受けて、特別区長会では「開催までの7年間、23 区一丸となって、オリンピック・パラリンピックを盛り上げるムーブメントを巻き起こして、青少年の夢と希望を叶える取り組みを、都と協力して行っていく」旨の申し合わせを行いました。さらに、「オリンピック・パラリンピックを成功させる特別区 23 人の区長会議」を設置することを決め、今後の取り組みに向けた体制づくりも進めているところです。

また、各区からも、今後の取り組みについて多くの意見・要望等が寄せられています。これらの中には、23 区や市町村が連携して継続的に取り組む必要のある課題や、東京都による予算措置の必要な事項が多く含まれています。(一部略)

※以下、都における関連施策の実施及び平成26年度予算編成にあたっての要望事項

1 都区の協力体制整備について

○2020 年に向けて東京都と23区、市町村が一体となって情報を共有し協力できるよう、推進体制を早期に立ち上げること。

2 オリンピック・パラリンピック関連施策の推進について

○都民のオリンピック・パラリンピックに対する理解をさらに深めるとともに、子どもたちが夢と希望を実現できるよう、スポーツ振興及び環境の整備を進めること。

○パラリンピック開催を契機とし、パラリンピアン育成や一般の障がい者スポーツのさらなる普及促進のために必要な支援を行うこと。

○外国人観光客の誘致に繋がる観光拠点の整備や、統一的なサイン整備等の都市景観の向上、来訪者・都民の安全・安心を確保するため、防災力向上等のまちづくりを推進すること。

○オリンピック・パラリンピックの開催が地域の振興に寄与するよう、各種団体や商店街等の行う関連事業が取り組みやすくなる支援策を講じること。

3 財政支援及び補助事業創設について

○上記2に関連し区が実施する事業のため、必要な財政支援や補助事業創設を早期に行うこと。

地方法人課税見直しに関する提起

(25.11.26 全国の市町村長、市長会、町村会あて 特別区長会会長 西川 太一郎)

総務省の検討会が、税源の偏在是正を行うとして、地方法人特別税の継続に加え、地方法人住民税を国税化し、地方交付税として再配分する制度の創設を提案しました。

私ども特別区は、この提案には二つの大きな問題があることから、反対意見を表明しております。

一つは、地方税制の基本原則や、地方分権の考え方に反するという点です。

法人住民税は、地域の構成員である法人が市区町村から受ける社会資本整備などの行政サービスに対する応益負担であり、市区町村の基幹税です。これが国税化され地方交付税の原資とされることは、財政自主権をないがしろにされるだけでなく、地方財源を充実し自己決定するという自治の理念、地方分権の流れにも逆行するものであります。

地方法人関係税は、地域の活発な法人活動を支える財源として活用すべきであり、それがより旺盛な法人活動を呼び起こし、我が国の発展に寄与するものと考えます。決して東京や一部の自治体の問題ではありません。

東京23区には、900万人が住まい、60万もの事業所が集中していることから昼間人口は1200万人になります。ここで49兆8千億円の付加価値を生産しており、それは国全体の20%を占めます。地方交付税原資の約4割は東京で収入された税金です。

特別区は、そこに住まう人に加え、企業活動、そこで働く人へのインフラ整備など大都市特有の需要を抱えています。地方交付税交付金を含めた住民一人当たりの収入でみれば東京は全国で26番目に過ぎません。

東京をはじめ大都市特有の需要に充てるための財源を奪うことは、当該地域の活力を失わせるだけでなく、日本経済全体を停滞させることにつながりかねません。一時的には財政が厳しい自治体が潤うように見えても、決して根本的な解決になりえない、地方「共倒れ」の提案だと考えております。

自治体間の税収格差の是正は国から地方への税源移譲、地方交付税の法定率引上げが基本です。

私たち地方自治体同士が、税源を奪い合うような議論を行うべきではありません。

地方税の国税化を容認してしまうことは、地方税制や、分権のあり方を歪め、地方自治の将来に禍根を残すことになります。

平成19年に地方法人特別税を国が導入しようとしていた当時、「地方税の基本原則、地方分権の流れに逆行する」として明確な反対姿勢を、地方六団体は決議しました。

地方分権改革の主役である市町村長の皆さまにおかれましては、今回の地方法人課税の国税化に反対することについて、是非ともご理解、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成28年度税制改正（偏在是正措置）の概要

(1) 法人住民税法人税割の交付税原資化の拡大

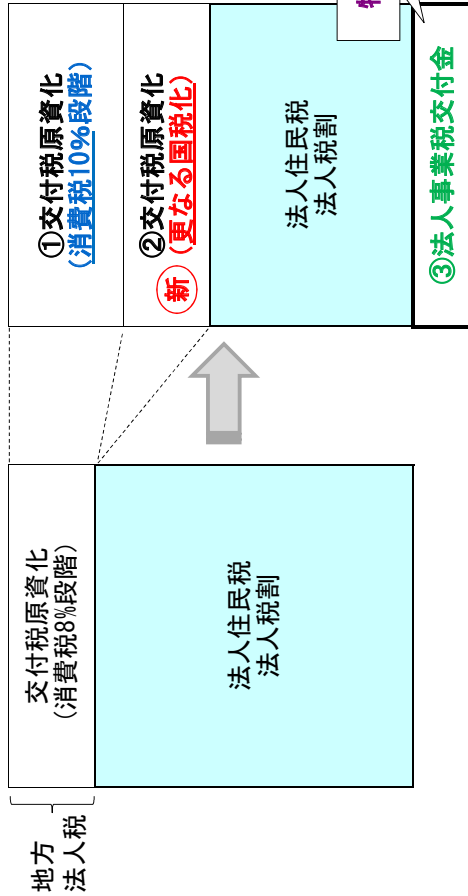
- 拡大要因
- ① 消費税10%への引上げ
- ② 地方法人特別税・譲与税廃止に伴う更なる国税化
- 新

(2) 区市町村への減収補てん措置

- ③ 法人事業税交付金の創設
- 特別区分は、都区財政調整の財源となる

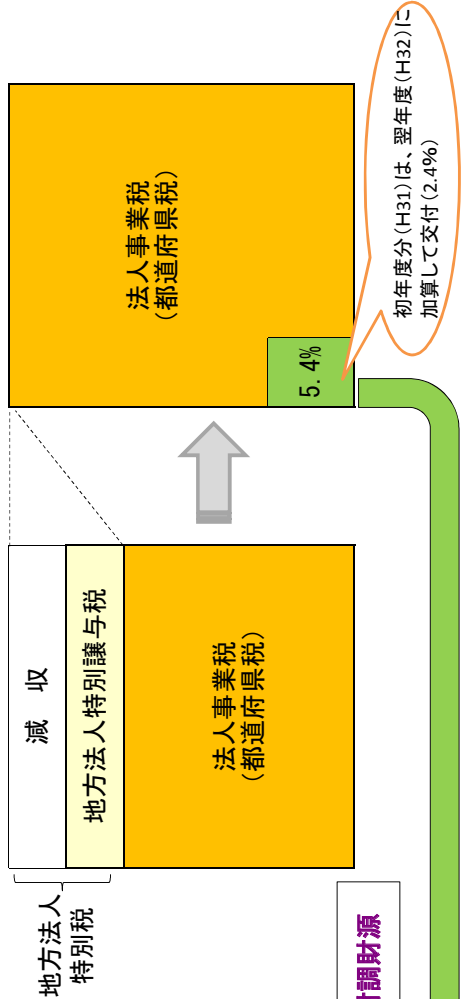
【都道府県・区市町村】

[現行] [31年度～]



【都道府県】(地方法人特別税・譲与税制度の廃止)

[現行] (東京都の場合) [31年度～]



(3) 特別区への影響額推計

単位：億円

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
消費税率	消費税8%	消費税10%					
地方消費税増収分 ※1	964	964	964	1,515	1,652	1,652	1,652
軽減税率導入 ※2	-	-	-	▲ 96	▲ 101	▲ 101	▲ 101
法人住民税国税化 ※3	▲ 628	▲ 628	▲ 628	▲ 748	▲ 897	▲ 897	▲ 897
地方法人特別税等廃止に伴う更なる国税化	-	-	-	▲ 220	▲ 473	▲ 473	▲ 473
法人事業税交付金(特別区55%相当分) ※4	-	-	-	546	366	358	358
差引き	336	336	336	997	547	539	539

※1 地方消費税増収分は、27年度（消費税8%）決算額から試算
※2 32年度の消費税増収額は、地方消費税の交付に関する経過措置を勘案し、平年度化影響額の21/22で試算
※3-1 法人住民税国税化影響額（消費税率引上げ分）は、消費税率5%⇒8%に伴う影響額を含む
※3-2 32年度の法人住民税国税化影響額は、企業会計年度と税収年度の相違により、国税化の影響が直ぐに反映されないことから、26税制改正による法人住民税一部国税化の影響額試算（特別区長官事務局）を参考に推計
※4 法人事業税交付金額は、29年度東京都当初予算における試算値（法人事業税の暫定措置導入前ベース）をもとに特別区長官事務局試算（H32交付額にはH31分を含む）

税源偏在是正措置に対する特別区緊急共同声明

国は、「日本全体が人口減少局面にあり、東京一極集中の傾向が加速している」として、『地方創生』を実現するという大義名分のもと、都市と地方の税源の偏在の是正を進めています。

これまでも、地方税である法人住民税法人税割を一部国税化し、消費税率１０％段階において、さらに拡大する法改正をしています。これにより、特別区は、今年度分だけでも**約６２８億円**、消費税率１０％段階においては**１，０００億円**を超える規模の減収が予想されています。

また今般の平成３０年度税制改正において、地方消費税清算基準の不合理な見直しが強行され、特別区の減収額は**約３８０億円**、１０％段階においては**約４８５億円**となります。

さらに、ふるさと納税については、返礼品を目的とした寄附の増加により、各区の平成３０年度予算案における「ふるさと納税による特別区民税の減収額見込み」が、ワンストップ特例導入等の制度拡充後、４年間で約３４倍の**約３１２億円**にまで達する見込みです。

これらを合わせた**特別区全体の影響額**は現時点で**１，３００億円超**、消費税率１０％段階においては**２，０００億円**に迫る規模であり、これは、特別区における人口５０万人程度の財政規模に相当する衝撃的な額です。

加えて、昨年１２月に発表された、平成３０年度与党税制改正大綱には「特に偏在性の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成３１年度税制改正において結論を得る」とあり、さらに都市部から税源を吸い上げる動きが見受けられます。

特別区は、首都直下型地震への備え、超高齢化への対応、子育て支援策や社会インフラ老朽化対策など、大都市特有の膨大な行政需要を抱えています。また、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催都市としての万全な体制づくりなど、取り組むべき喫緊の課題が山積しており、決して財源に余裕がある訳ではありません。

このような状況の中で、来年度の予算編成にも大きな支障を来しています。

今必要なことは、自治体間で財源を奪い合うことなく、全国各地域がともに発展・成長しながら共存共栄を図る取組です。特別区は、平成２６年度以降、「特別区全国連携プロジェクト」を通じて、全国の自治体と連携を深め、東京を含む全国各地域の活性化、まちの元気を生み出す取組を積極的に展開しています。

地域間の税収格差の是正は、本来、地方交付税で調整されるべきであり、特別区を狙い撃ちし、地方自治体間に不要な対立を生むような制度は認められません。

特別区長会は、区民サービスを死守するため、２３区共同でこれらの税源偏在是正措置に対して断固反対することを、ここに緊急声明として発表します。

平成３０年２月１６日

特別区長会会長 西川 太 一 郎

総務大臣

野田 聖子 様

不合理な税制改正等に関する要望について

「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもと、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正等により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われています。

こうした不合理な税制改正等による特別区全体の影響額は現時点で1,300億円超、消費税率10%段階においては2,000億円に迫る規模であり、特別区における人口50万人程度の財政規模に相当する衝撃的な額です。

平成30年度与党税制改正大綱では「特に偏在性の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」とされ、さらに都市部から税源を吸い上げる動きが表面化しています。

地方税を国税化して再配分する手法は、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。本来、地方財源の不足や地域間の税収等の格差については、国の責任において地方交付税財源の法定率を引き上げ、調整すべきです。

特別区は、持続的な都市の発展のために取り組むべき喫緊の課題や将来的な課題が山積しています。また、地方交付税交付金の不交付団体であることから、経済危機や大規模災害により地方税等が大幅に減収する場合にも交付金等に頼らずに自らの財源で積立てた基金の活用等により対応する必要があります。

地方税に地方交付税等を合わせた人口一人当たりの収入額では、東京は全国平均と同水準であり、人口一人当たり税収額のみをもって地域間格差を比較するのは適当ではありません。

備えとしての基金の増加や税収の多寡という側面にのみ焦点を当てて、あたかも財源に余裕があるとする議論は容認できません。

今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働事業によって共存共栄する良好な関係構築を図ることであり、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は認められません。

不合理な税制改正等によって、これ以上、特別区の貴重な税源を奪うのではなく、国の責任において地方自治体の税財源の拡充を図るよう、要望します。

特に特別区財政への影響が多大である以下の3点について、強く要望します。

記

1 ふるさと納税

ふるさと納税については、返礼品を目的とした寄附の増加及びワンストップ特例制度導入等の制度拡充等により、特別区民税の減収は、4年間で約34倍の約312億円にまで達する見込みです。

過剰な返礼品による見返りを受けた住民のみが実質的に税負担減の恩恵を受け、その他の住民は減収による行政サービスの低下を受け入れざるを得ないといった不公平が生じるなど、制度の歪みが生じています。

全国自治体における平成29年度のふるさと納税の住民税控除額は、約1,767億円であり、地方交付税の交付団体では、ふるさと納税により住民税が減収した場合は、地方交付税により約1,000億円が補填されるため、結果的に地方交付税の財源を圧迫する要因となっています。

- ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容等に賛同を得られるような寄附を促すとともに、返礼品に対し厳しい制限を設け、本来の趣旨を徹底すること。
- 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「2割」から以前の「1割」に戻すとともに、控除額に上限を設けること。
- ふるさと納税受領額を地方交付税の基準財政収入額に算入すること。
- ふるさと納税による減収額については、地方交付税の不交付団体に対し、地方特例交付金等で補填することにより、交付団体と不交付団体の格差を調整すること。
- ワンストップ特例制度によって自治体が負担している所得税控除分を、国が地方特例交付金等で補填すること。
- 全国各地域と共存共栄の関係を構築するために、各地域との交流や協働事業など、自治体間の交流促進に対する財源措置を講じること。

2 地方法人課税

地方税である法人住民税法人税割を一部国税化し、消費税率10%段階において、さらに拡大する法改正が行われました。これにより、特別区は今年度分だけでも約628億円、消費税率10%段階においては1,000億円を超える規模の減収が予想されています。特別区は、これまでの不合理な税制改正によって既に多大な影響を受けており、更なる措置を講じることは、断じて看過できません。

- 法人住民税法人税割について国税化したものを復元すること。
- 法人住民税、法人事業税のいずれであっても影響は甚大であることから、更なる措置を講じないこと。

3 地方消費税清算基準

平成30年度税制改正において、地方消費税清算基準の不合理な見直しが強行され、特別区の減収額は約380億円、10%段階においては約485億円となる見込みです。

このため特別区では、法人住民税国税化による減収と合わせると地方消費税増税分が相殺されてしまい、本来対応すべき待機児童対策をはじめとする社会保障施策の充実を図るための財源が担保されないこととなります。

- 地方消費税の清算基準は、あくまで「税収を最終消費地に帰属させる」という清算基準の本来の趣旨に沿った基準を用いて、統計カバー率を引き上げること。

平成30年7月17日

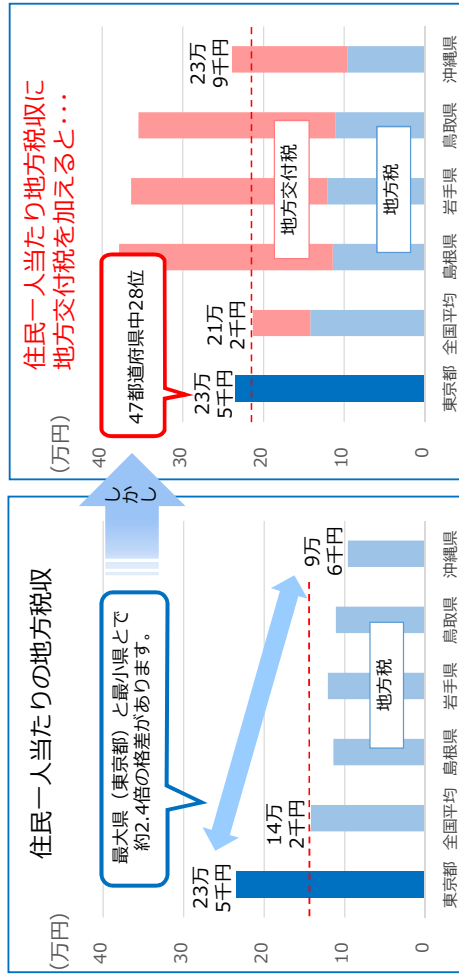
特別区長会会長

西川 太一郎

地域間格差は誤解されています

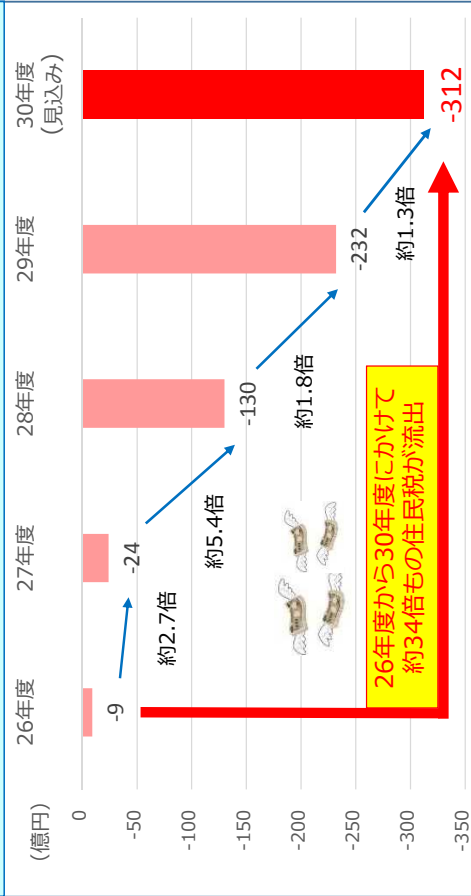
税収の地域間格差は、地方交付税によって調整されます。

地方税に地方交付税を合わせた人口一人当たりの収入額では、東京は全国平均と同水準であり、人口一人当たり税収額のみをもって地域間格差を比較するのは適当ではありません。

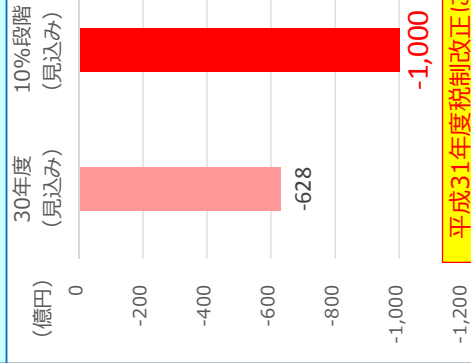


不合理な税制改正等による特別区全体の影響額は、消費税率10%段階において**2,000億円**に迫る規模（人口50万人程度の財政規模）です

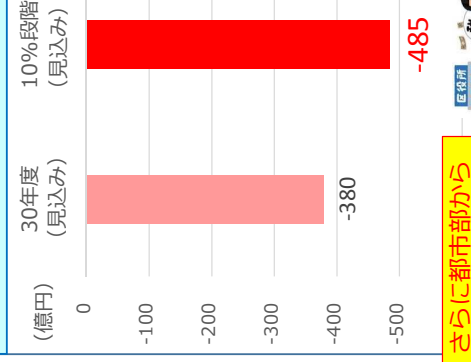
ふるさと納税



地方法人課税



地方消費税 清算基準の見直し



平成31年度税制改正において、さらに都市部から税源を吸い上げる動きが見受けられます

特別区は貴重な税源を一方的に奪われています

減収見込みの**2,000億円**を区のサービスに換算すると……

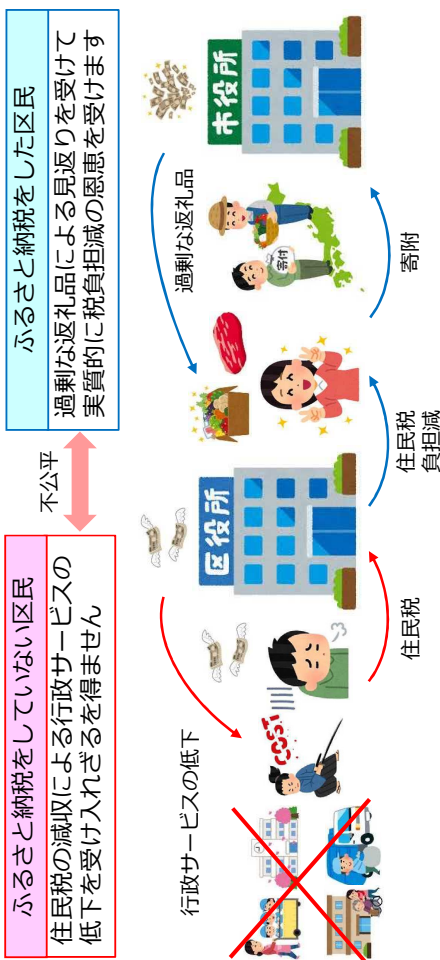
- ・ **保育所**を新たに建てる場合の費用では **945所** 分
- ・ **特別養護老人ホーム**を新たに建てる場合の費用では **146所** 分
- ・ **小学校**を建て替える場合の費用では **111校** 分
- ・ **23区のごみ処理**の費用では **2年3か月分**

本来であれば、区民の皆さんが受けられる様々な行政サービスを必要に税金が**流出**しています。

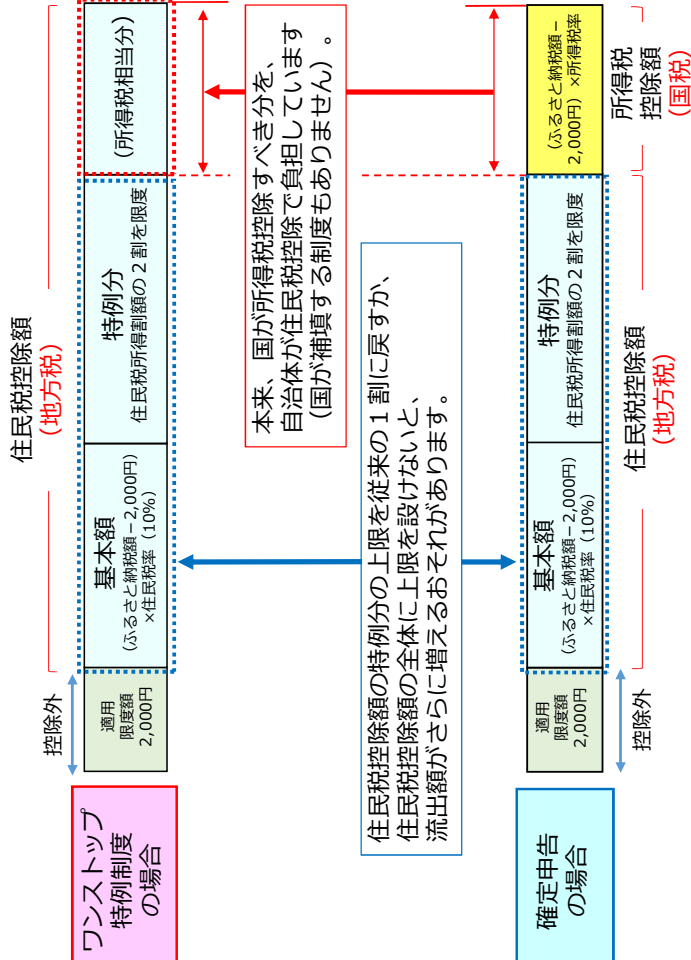
※ 平成30年度都区財政調整における算定経費を基に相当分を算出しています。保育所、特別養護老人ホームを新たに建てる費用に用地費は含んでいません。

ふるさと納税の問題点

住民に不公平が生じています



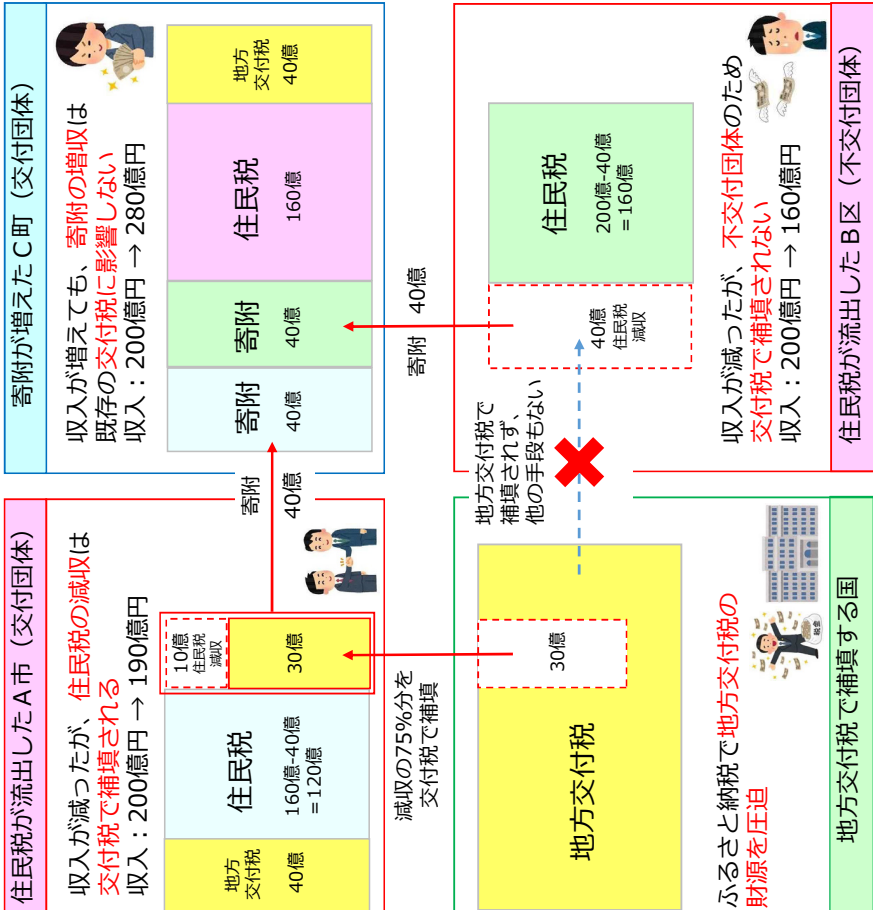
ワンストップ特例制度は国の負担を自治体に転嫁しています



ふるさと納税は地方交付税の財源を圧迫しています

地方交付税の交付団体では、ふるさと納税により住民税が減収した場合は、地方交付税により補填されるため、結果的に地方交付税の財源を圧迫する要因となっています。

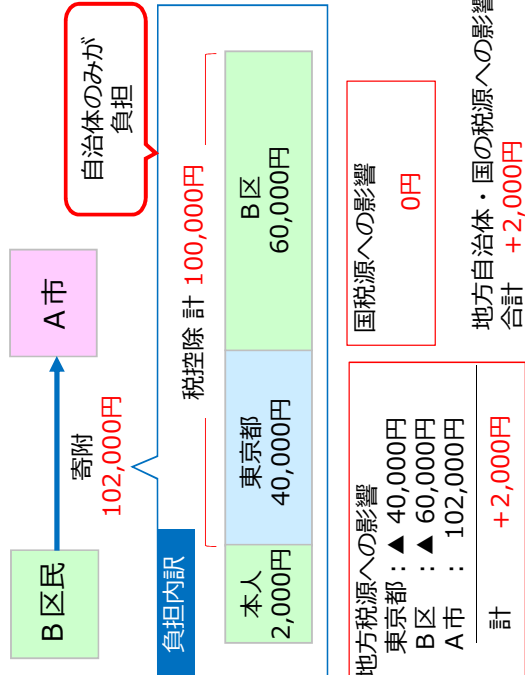
A市：収入200億円 (住民税160億円、地方交付税40億円)
B区：収入200億円 (住民税200億円、地方交付税なし)
C町：収入200億円 (住民税160億円、地方交付税40億円)
A市、B区の住民からC町に対してそれぞれ40億円ずつふるさと納税をした場合。



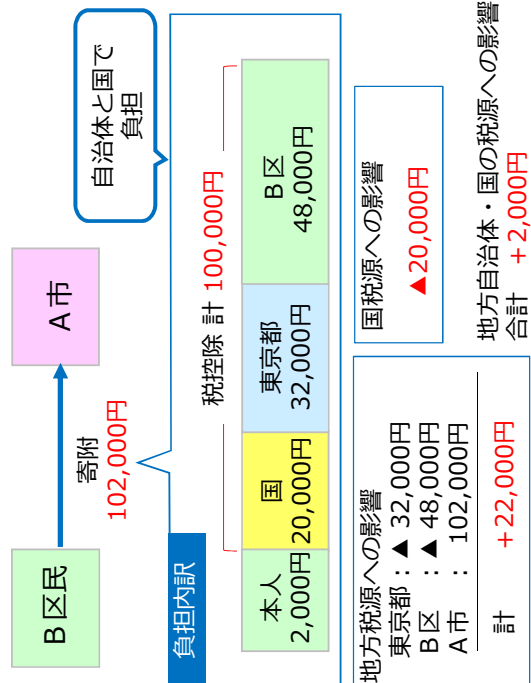
地方税財源への影響

ふるさと納税で10万2千円を寄附した場合の税源影響
(国税負担分の所得税率は20%と仮定)

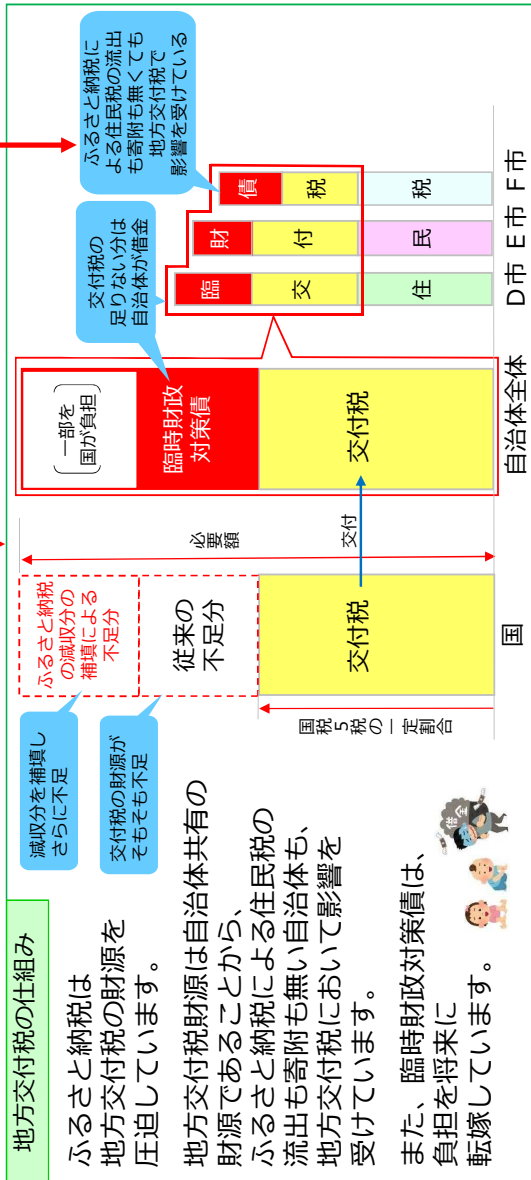
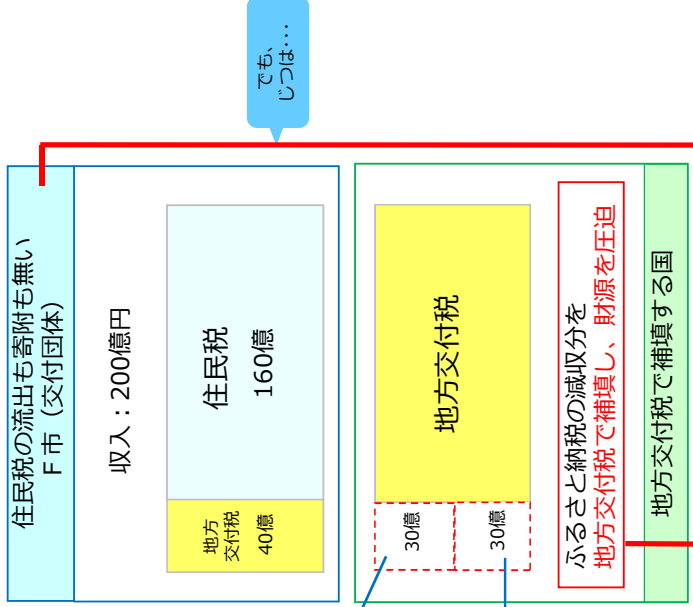
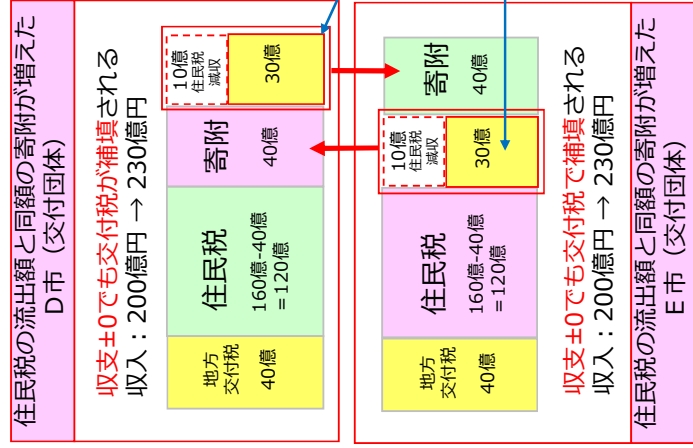
ワンストップ特例制度の場合



確定申告の場合



ふるさと納税による住民税減収と寄附金増収の収支が±0の自治体でも、地方交付税が圧迫されています。



特別区全国連携プロジェクト

－趣意書－

我が国は、人口減少社会を迎えるなかで、地域の崩壊や経済の衰退などが懸念されており、今まさに地域の活性化が求められています。国もこれを課題として位置づけ、「地方創生」に力を向けようとしています。

一方で、全国各地域の疲弊は地方税の偏在にも一因があるとして、国は、本来国が保障すべき地方財源を、地方税の一部を国税化し再配分することで財政調整を行い、さらに拡大しようとしています。自治体間が対立し財源を奪い合う構図は、本来の地方自治の姿ではなく、結果的に共倒れになりうる、大変危険なことだと憂慮しています。

翻って東京・特別区は、人材の交流はもちろん、経済、生活全般にわたり、全国各地域に支えられ成り立っています。全国各地域あつての東京であり、互いの良いところを活かし、学び、そして足りないところを補完しあつて、東京、全国各地域が抱える課題を共に克服していかなければなりません。東京を含む全国各地域が、活き活きとしたまちづくりを進め、ともに発展・成長し、共存共栄を図っていくことこそが今必要で、それが日本の元気につながると確信しています。

このような趣旨から特別区長会では、全国各地域との信頼関係・絆をさらに強化し双方が発展していくために、連携を深め、東京を含めた全国各地域の経済の活性化、そしてまちの元気につながるような取り組みとして、「特別区全国連携プロジェクト」を展開してまいります。

それぞれの地域が、自らの特長を活かし、活力あるまちづくりを展開していけるようホームページを立ち上げるなど、特別区は微力ながら努力してまいります。

平成26年9月16日 特別区長会

【特別区全国連携プロジェクトの主な取組み】

◆新たな自治体間連携の創出

各区の友好・交流自治体数を拡大し、連携事業を活発化

- ・特別区と連携・交流している自治体数

878自治体（平成28年度）→ 926自治体（平成29年度）

◆市長会・町村会との広域的な連携の推進

市長会、町村会と連携協定に関する協定を締結

- ・北海道町村会（平成28年4月26日）
- ・京都市市長会・京都府町村会（平成28年4月26日）
- ・青森県市長会・青森県町村会（平成28年6月25日）
- ・千葉県町村会（平成29年1月19日）
- ・広島県町村会（平成29年1月27日）
- ・奈良県町村会（平成30年2月21日）
- ・群馬県市長会・群馬県町村会（平成30年4月16日）

◆東京 23 区が一体となった連携事業の実施

➤ 自治体間連携シンポジウム等の開催

プロジェクトの取組みを深化させ、幅広い分野からの参画を得るためシンポジウムを開催

- ・平成 28 年度 第 1 回全国連携シンポジウム（平成 28 年 4 月）
- ・平成 28 年度 第 2 回全国連携シンポジウム（平成 29 年 1 月）
- ・平成 29 年度 第 1 回全国連携講演会（平成 29 年 9 月）
- ・平成 29 年度 第 2 回全国連携講演会（平成 29 年 12 月）

➤ 各地域の魅力を発信するイベントの開催

各地域の多様な魅力を伝え、各地域に対する関心を高めるためイベントを企画

- ・全国ねぎサミット 2016 in TOKYO（平成 28 年 11 月）
- ・平成 28 年度 魅力発信イベント（平成 28 年 12 月）
- ・平成 29 年度 第 1 回魅力発信イベント（平成 29 年 9 月）
- ・平成 29 年度 第 2 回魅力発信イベント「“馬産地”北海道ウマイものフェス」
（平成 29 年 12 月）

➤ 各地域との連携を推進する事業への支援

プロジェクトの趣旨を実現するため、公的な団体等が実施する事業への支援を実施

- ・東北六魂祭への支援（平成 27 年 5 月・平成 28 年 6 月）
- ・東京新虎まつりへの協力（平成 28 年 11 月）
- ・東北絆まつり 2017 への支援（平成 29 年 6 月）

➤ 被災自治体に対する支援

被災地の復興に向け、職員派遣・物資支援・復興支援金の提供等を実施

- ・東日本大震災・延べ 7,022 名（平成 30 年 4 月 1 日現在）派遣など
- ・熊本地震・延べ 421 名（平成 30 年 4 月 1 日現在）派遣など

◆プロジェクト推進のための取組み

➤ 「特別区全国連携プロジェクトホームページ」を開設運営

全国連携プロジェクトを広く PR し、自治体間の交流を広げるために、ホームページを開設・運用

➤ 連絡調整会議の開催

企画・調整や情報連絡等を行うため、東京 23 区の各区担当課長による会議体を設置・開催

➤ 東京区政会館での情報発信

東京区政会館 1 階エントランスでの交流自体体のパネル展示等

- ・平成 29 年度 第 1 回全国連携展示（京都府市町村）開催（平成 29 年 8 月）
- ・平成 29 年度 第 2 回全国連携展示（千葉県町村）開催（平成 29 年 11 月）

➤ **全国連携プロジェクト推進方針の策定**

プロジェクトの展開に関する 23 区の共通認識の形成、連携先自治体等のプロジェクトに対する理解促進をはかり、プロジェクトの計画的、効果的な推進に資することを目的として、プロジェクトを推進する具体的な事業実施計画等を盛り込んだ推進方針を策定

➤ **「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」への特別区の取り組みの記載**

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」が平成 29 年 12 月 22 日に閣議決定され、「特別区全国連携プロジェクト」を踏まえた東京 23 区と全国各地域が連携した取り組みについて、国が促進・推進する事業として位置付けられた。

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

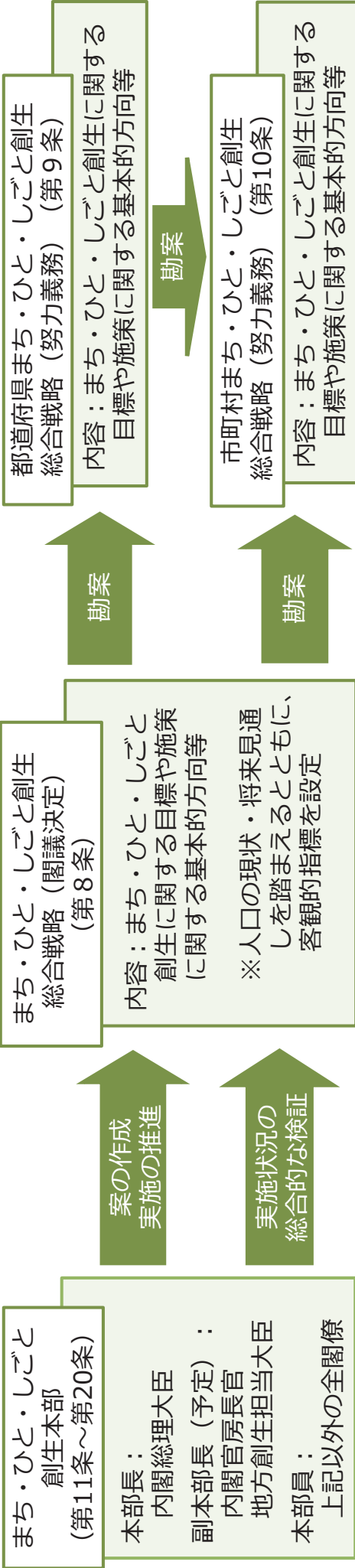
ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める



施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）全体像

地方創生をめぐる現状認識

- ◎人口減少の現状 ⇒ 2016年の総人口は、前年に比べ、16万2千人減少し6年連続の減少。合計特殊出生率は1.44となり、前年を下回り、年間出生数は97.7万人となり統計開始以来初めて100万人を割り込む。
- ◎東京一極集中の傾向 ⇒ 東京圏へ約12万人の転入超過、東京一極集中の傾向が継続。
- ◎地域経済の現状 ⇒ 有効求人倍率は史上初めて全ての都道府県で1倍を超えるなど、雇用・所得環境の改善が続く一方、東京圏とその他の地域との間に一人当たり県民所得等に差が生じている。

人口減少と地域経済縮小の克服 / まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と改訂

「総合戦略」の中間年における総点検

- ◎基本目標及び各施策のKPI全120件について、総点検を実施。
- ◎地方と東京圏の転出入均衡に向けた各種施策の効果は十分に発現していないものの、一層の取組強化により目標の達成を目指す。

総点検を踏まえた東京一極集中是正に向けての基本的認識

- ◎東京一極集中の進行により、首都直下地震などの巨大災害に伴う被害が増大するリスク。
- ◎出生率が相対的に低い東京圏への人口集中が続いた場合、より少ない現役世代（生産年齢人口）で高齢者を支えることになりかねない。
- ◎地方創生への熱意が薄れている、地方公共団体によって危機意識にばらつきが感じられるといった指摘。
- ◎国民の間で事態の深刻さを一層共有し、生産性革命や人づくり革命の土台となる地方創生の大胆な推進を行う必要性。

ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化

- ◎東京圏への人口移動のほとんどが大学進学時や就職時の若年層であることを踏まえ、地方創生に資する大学改革を推進。
- ◎地方への新しいひとの流れをつくるべく、人生100年時代を展望し、特に若者を中心に、ライフステージに応じた政策メニューを充実・強化。

政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

2. 創生に向けた政策5原則

自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の政策原則に基づく

3. 国と地方の取組体制とPDCA整備

確かな根拠に基づく政策立案（EBPM[※]）の考え方の下、データに基づく総合戦略、多様な関係者や専門家の知見の取り入れ、政策間、地域間連携の推進

※Evidence-Based Policy Makingの略

今後の政策の方向

政策の基本目標

成果（アウトカム）を重視した目標設定

【基本目標①】

地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

【基本目標②】

地方への新しいひとの流れをつくる

【基本目標③】

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【基本目標④】

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

地方創生の深化に向けた施策の推進（政策パッケージ）

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築
- (ウ) 農林水産業の成長産業化
- (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- (ア) 政府関係機関の地方移転
- (イ) 企業の地方拠点強化等
- (ウ) 地方における若者の修学・就業の促進
- (エ) 子供の農山漁村体験の充実
- (オ) 地方移住の推進

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進
- (イ) 若い世代の経済的安定
- (ウ) 出産・子育て支援
- (エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（ワーク・ライフ・バランスの実現等）

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- (ア) まちづくり・地域連携
- (イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）
- (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- (エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- (オ) ふるさとづくりの推進
- (カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- (キ) 温室効果ガスの排出を削減する地域づくり
- (ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

地方創生版・三本の矢

地方が「自助の精神」を持って取り組むことが重要であり、国としては、引き続き、意欲と熱意のある地域の取組を、情報、人材、財政の三つの側面から支援（特にライフステージに応じた政策メニューの充実・強化に資する取組を支援）

情報支援

- ◎地域経済分析システム（RESAS[※]）の普及促進

※Regional Economy (and) Society Analyzing Systemの略

人材支援

- ◎地方創生カレッジ
- ◎地方創生コンシェルジュ
- ◎地方創生人材支援制度

財政支援

- ◎地方創生推進交付金・拠点整備交付金
- ◎地方財政措置
- ◎税制（企業版ふるさと納税等）

国家戦略特区制度、規制改革、社会保障制度改革、地方分権改革との連携

団体名	人口	順位
全国	127,094,745	
東京都	13,515,271	
特別区部	9,272,740	
神奈川県	9,126,214	
大阪府	8,839,469	
愛知県	7,483,128	
埼玉県	7,266,534	
千葉県	6,222,666	
兵庫県	5,534,800	
北海道	5,381,733	
福岡県	5,101,556	
横浜市	3,724,844	1
静岡県	3,700,305	
茨城県	2,916,976	
広島県	2,843,990	
大阪市	2,691,185	2
京都府	2,610,353	
宮城県	2,333,899	
新潟県	2,304,264	
名古屋市	2,295,638	3
長野県	2,098,804	
岐阜県	2,031,903	
栃木県	1,974,255	
群馬県	1,973,115	
札幌市	1,952,356	4
岡山県	1,921,525	
福島県	1,914,039	
三重県	1,815,865	
熊本県	1,786,170	
鹿児島県	1,648,177	
福岡市	1,538,681	5
神戸市	1,537,272	6
川崎市	1,475,213	7
京都市	1,475,183	8
沖縄県	1,433,566	
滋賀県	1,412,916	
山口県	1,404,729	
愛媛県	1,385,262	
長崎県	1,377,187	
奈良県	1,364,316	
青森県	1,308,265	
岩手県	1,279,594	
さいたま市	1,263,979	9
広島市	1,194,034	10
大分県	1,166,338	
石川県	1,154,008	
山形県	1,123,891	
宮崎県	1,104,069	
仙台市	1,082,159	11
富山県	1,066,328	
秋田県	1,023,119	
香川県	976,263	
千葉市	971,882	12
和歌山県	963,579	
北九州市	961,286	13
世田谷区	903,346	14
堺市	839,310	15
山梨県	834,930	
佐賀県	832,832	
新潟市	810,157	16
浜松市	797,980	17
福井県	786,740	
徳島県	755,733	

団体名	人口	順位
熊本市	740,822	18
高知県	728,276	
練馬区	721,722	19
相模原市	720,780	20
岡山市	719,474	21
大田区	717,082	22
静岡市	704,989	23
島根県	694,352	
江戸川区	681,298	24
足立区	670,122	25
船橋市	622,890	26
鹿児島市	599,814	27
川口市	578,112	28
八王子市	577,513	29
鳥取県	573,441	
杉並区	563,997	30
板橋区	561,916	31
姫路市	535,664	32
宇都宮市	518,594	33
松山市	514,865	34
東大阪市	502,784	35
江東区	498,109	36
西宮市	487,850	37
松戸市	483,480	38
市川市	481,732	39
大分市	478,146	40
倉敷市	477,118	41
金沢市	465,699	42
福山市	464,811	43
尼崎市	452,563	44
葛飾区	442,913	45
町田市	432,348	46
長崎市	429,508	47
藤沢市	423,894	48
豊田市	422,542	49
高松市	420,748	50
富山市	418,686	51
柏市	413,954	52
岐阜市	406,735	53
横須賀市	406,586	54
枚方市	404,152	55
宮崎市	401,138	56
豊中市	395,479	57
品川区	386,855	58
岡崎市	381,051	59
一宮市	380,868	60
長野市	377,598	61
豊橋市	374,765	62
吹田市	374,468	63
高崎市	370,884	64
和歌山市	364,154	65
奈良市	360,310	66
高槻市	351,829	67
川越市	350,745	68
いわき市	350,237	69
北区	341,076	70
大津市	340,973	71
所沢市	340,386	72
旭川市	339,605	73
越谷市	337,498	74
高知市	337,190	75
前橋市	336,154	76
郡山市	335,444	77

団体名	人口	順位
新宿区	333,560	78
中野区	328,215	79
那覇市	319,435	80
秋田市	315,814	81
四日市市	311,031	82
春日井市	306,508	83
久留米市	304,552	84
盛岡市	297,631	85
福島市	294,247	86
明石市	293,409	87
豊島区	291,167	88
青森市	287,648	89
茨木市	280,033	90
津市	279,886	91
目黒区	277,622	92
長岡市	275,133	93
市原市	274,656	94
水戸市	270,783	95
下関市	268,800	96
八尾市	268,517	97
加古川市	267,435	98
函館市	265,979	99
福井市	265,904	100
府中市	260,274	101
徳島市	258,554	102
平塚市	258,227	103
墨田区	256,274	104
佐世保市	255,439	105
山形市	253,832	106
富士市	248,399	107
草加市	247,034	108
松本市	243,293	109
港区	243,283	110
茅ヶ崎市	239,348	111
寝屋川市	237,518	112
佐賀市	236,372	113
大和市	232,922	114
春日部市	232,709	115
八戸市	231,257	116
調布市	229,061	117
呉市	228,552	118
つくば市	226,963	119
厚木市	225,714	120
上尾市	225,196	121
宝塚市	224,903	122
渋谷区	224,533	123
太田市	219,807	124
文京区	219,724	125
荒川区	212,264	126
伊勢崎市	208,814	127
松江市	206,230	128
西東京市	200,012	129

※以上20万人以上の団体

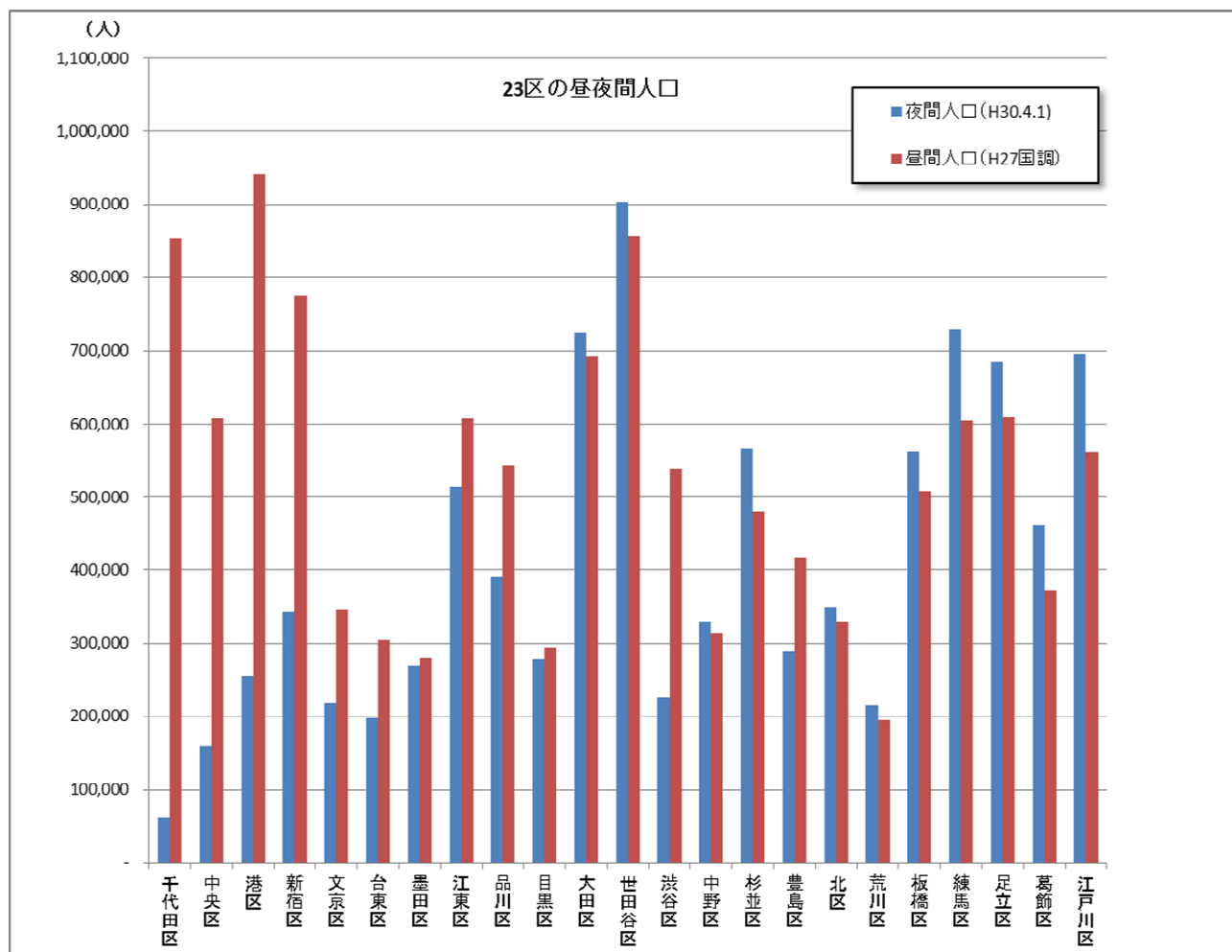
(以下、特別区のみ標記)

台東区	198,073	131
中央区	141,183	194
千代田区	58,406	469

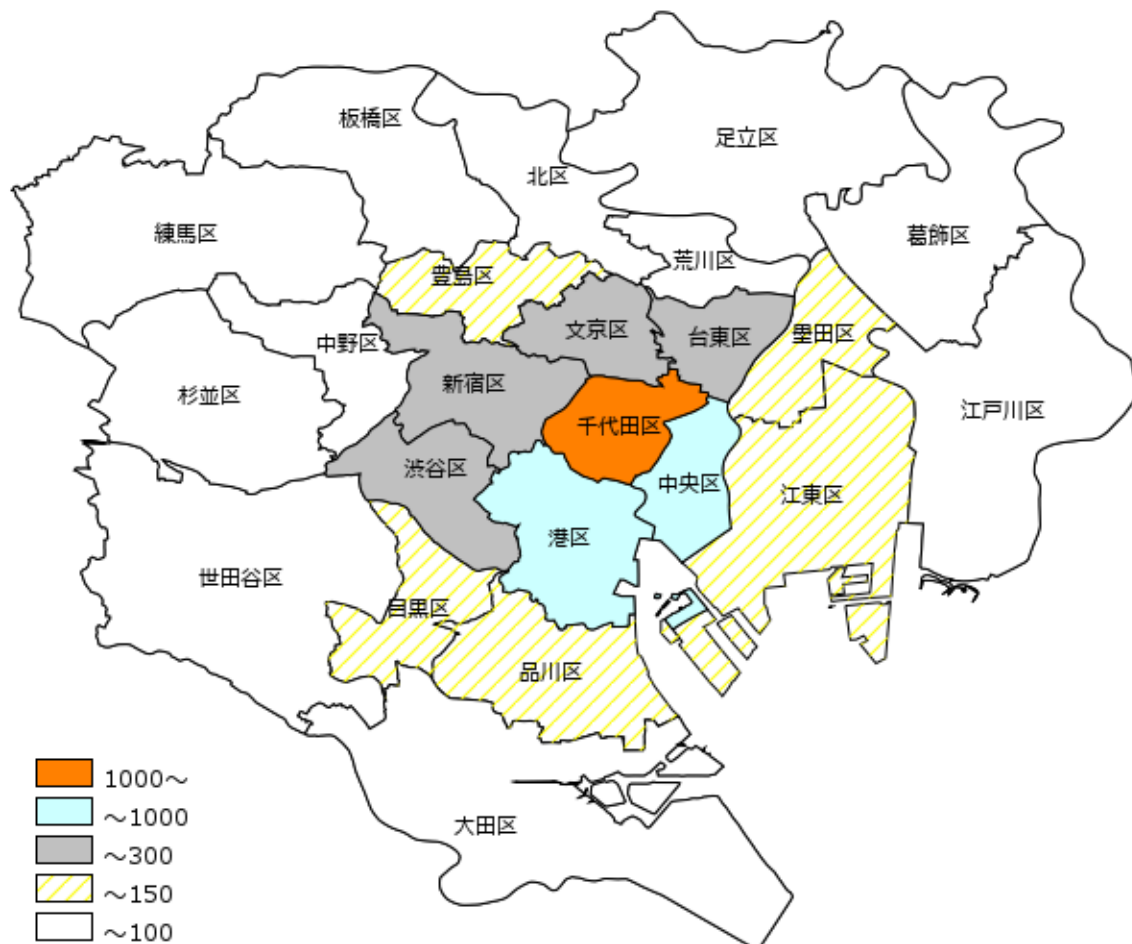
指定都市20
 中核市54(標記53)
 施行時特例市31(標記25)

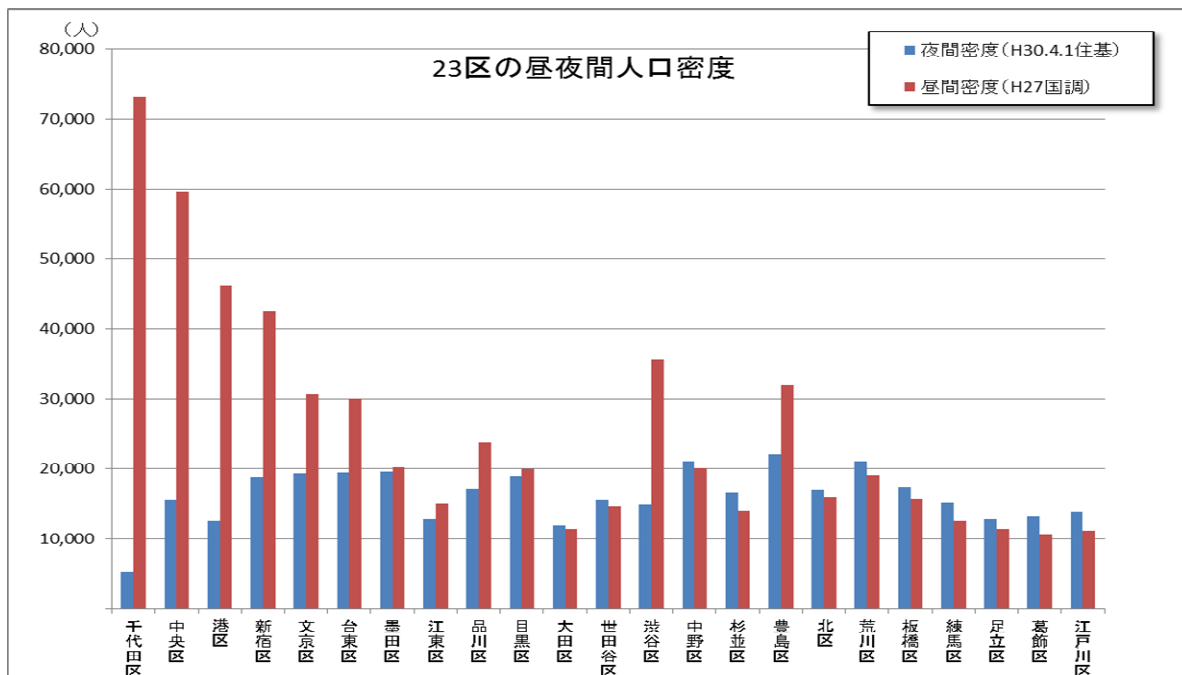
(参考)特別区の基礎データ

区 名	人口 30.4.1現在 住基登録数 人	昼間人口 27国調 人	面積 29.10.1現在 km ²	財政規模(28年度普通会計決算)		
				歳出総額 千円	特別区税 千円	財調交付金 千円
千代田	61,875	853,068	11.66	57,708,758	18,441,614	6,036,213
中 央	159,075	608,603	10.21	95,745,348	26,440,630	14,311,606
港	255,320	940,785	20.37	128,423,868	76,826,393	2,885,147
新 宿	342,867	775,549	18.22	139,650,738	45,583,128	28,347,874
文 京	218,180	346,132	11.29	83,213,220	32,006,232	17,156,367
台 東	197,080	303,931	10.11	95,631,979	20,961,615	29,568,578
墨 田	269,815	279,181	13.77	112,200,562	23,272,719	39,968,099
江 東	514,532	608,532	40.16	186,084,694	49,986,372	58,096,398
品 川	390,397	544,022	22.84	159,246,900	46,953,652	40,992,886
目 黒	277,803	293,832	14.67	89,781,232	43,460,809	12,821,652
大 田	726,191	693,865	60.83	250,187,395	73,006,451	72,168,161
世田谷	903,613	856,870	58.05	286,323,855	119,444,765	44,435,517
渋谷	225,717	539,109	15.11	83,361,624	48,785,053	3,696,660
中 野	329,577	313,270	15.59	122,999,658	33,158,639	36,992,751
杉 並	566,551	479,975	34.06	179,405,697	63,341,296	40,683,156
豊 島	287,623	417,146	13.01	125,520,457	31,468,147	30,404,900
北	349,056	329,753	20.61	143,111,565	28,067,049	50,205,632
荒 川	214,603	194,004	10.16	97,394,161	16,724,726	38,828,085
板 橋	563,087	508,099	32.22	200,476,870	44,973,474	67,729,497
練 馬	729,933	605,084	48.08	254,958,186	64,892,591	83,026,816
足 立	686,619	608,968	53.25	278,881,815	47,203,112	103,665,811
葛 飾	461,060	372,335	34.80	187,080,353	33,003,364	73,389,337
江戸川	695,699	561,479	49.90	245,165,796	52,542,168	92,393,056
計	9,426,273	12,033,592	618.97	3,602,554,731	1,040,543,999	987,804,199

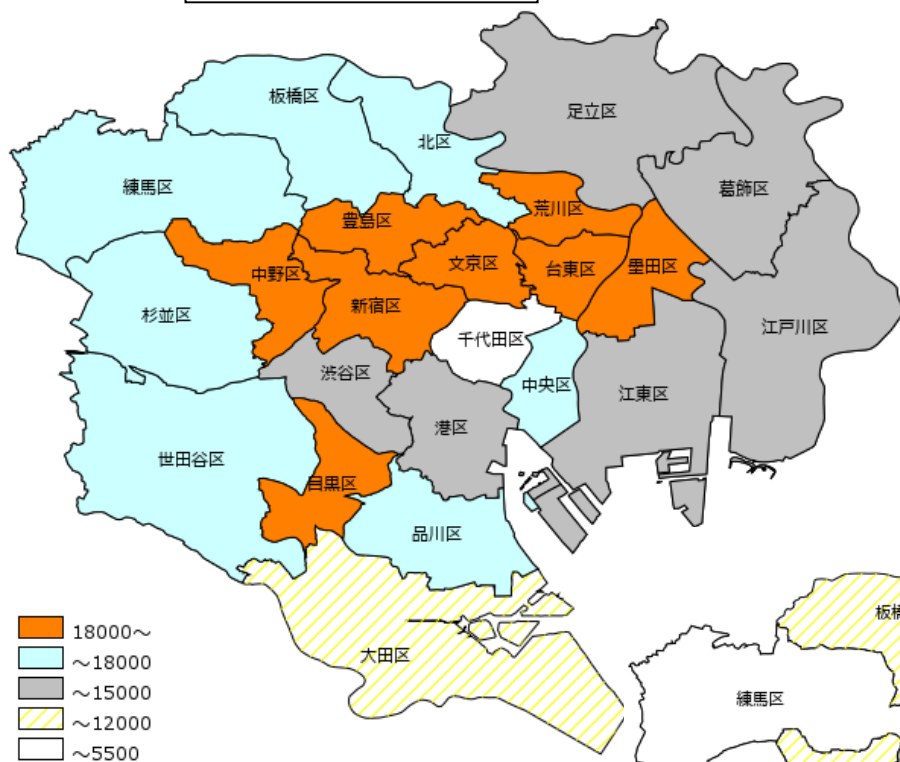


23 区の昼夜間人口比率

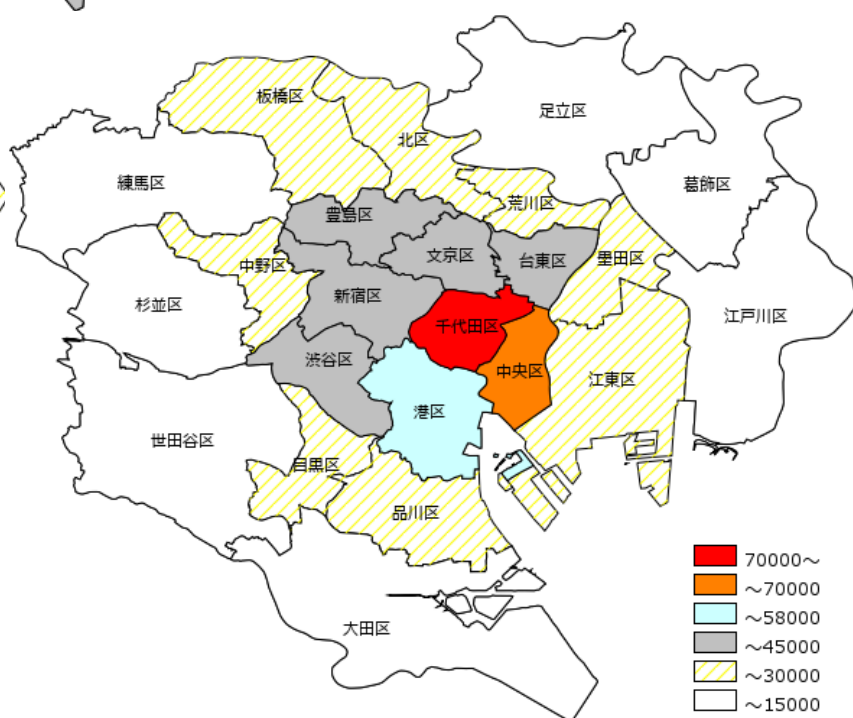




夜間人口密度 (人/㎡)



昼間人口密度 (人/㎡)



特別区議会議員講演会（平成 30 年度第 2 回）

特別区の現状と課題

講演録

発行：平成 3 1 年 月

公益財団法人 特別区協議会

〒102-0072 千代田区飯田橋 3 - 5 - 1

東京区政会館 4 階

T E L 03 (5210) 9075

F A X 03 (5210) 9873